

令和3年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	01	06	134270	乳幼児医療費助成事業費

単位:千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		87,069	97,829		10,760
財源内訳	国費	0	0		0
	県費	21,003	24,038		3,035
	地方債	0	0		0
	その他	0	0		0
	一般財源	66,066	73,791		7,725

特定財源の内訳

--	--	--	--	--	--

事業期間	単年度繰返	期間限定	~
------	-------	------	---

部重点施策における目標

安心して出産し、親子が健やかに育っています。

事業開始の背景・経緯

岩手県の「乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費助成事業補助金交付要綱」が昭和48年10月1日から施行されたことにより、事業を開始し、現在に至っている。

事業概要

乳幼児医療費助成 97,829千円
 対象者 : 出生の日から就学前までの児童
 給付額 : 一部負担金相当額(自己負担なし)
 給付方法 : 医療費助成分を控除して窓口支払する現物給付方式

担当部署	17350000 健康福祉部 国保医療	担当課長	俵 恵
------	---------------------	------	-----

意見・要望等の状況

--

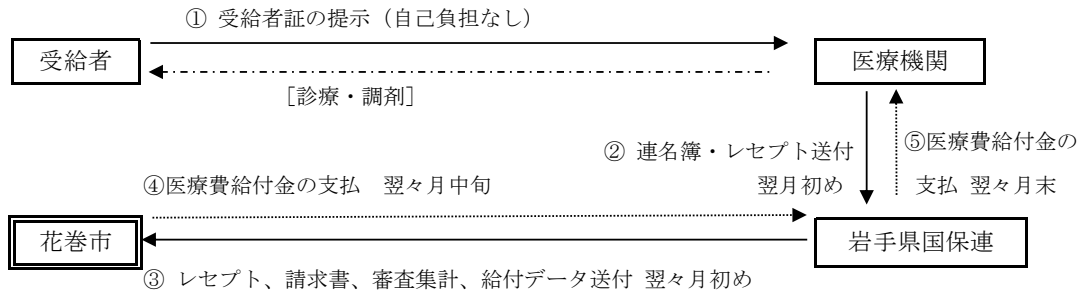
事業手法の詳細 1

乳幼児医療費助成事業

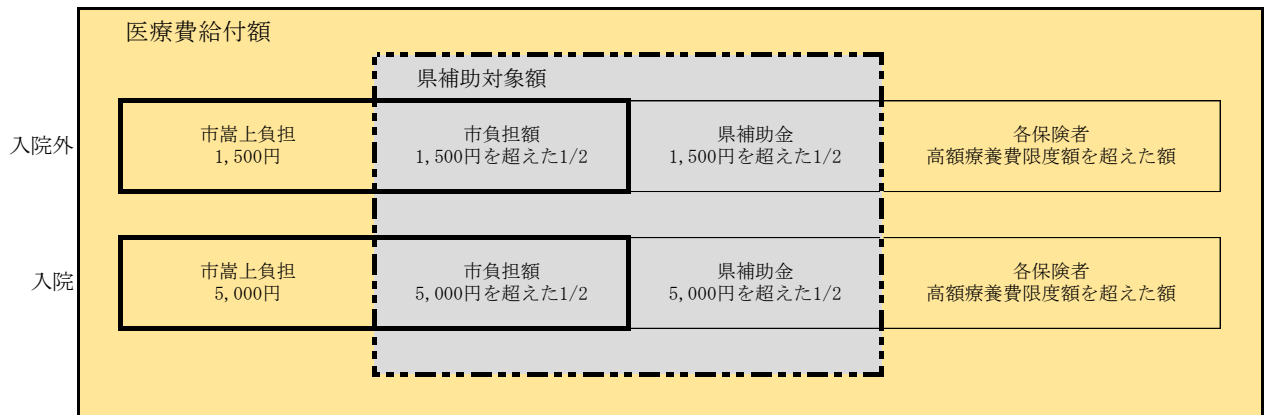
・医療費給付の状況(令和3年度)

県補助分 受給者数：2,626(人) 給付件数：39,136(件) 給付額：70,428,057(円)
 市補助分 受給者数：1,020(人) 給付件数：13,946(件) 給付額：27,400,758(円)
 合 計 受給者数：3,646(人) 給付件数：53,082(件) 給付額：97,828,815(円)

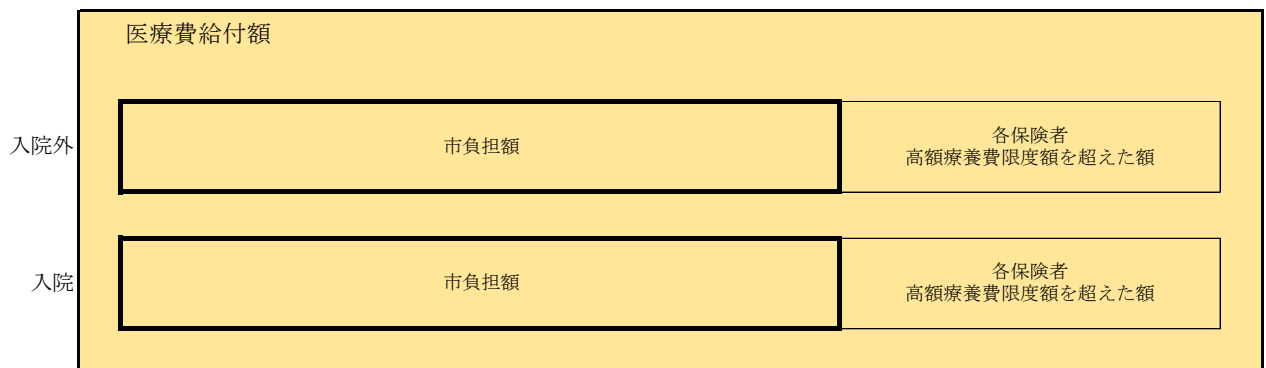
・医療費助成給付の流れ（現物給付） ※平成28年8月から



・医療費支給額内訳（県所得制限内の受給者）



・医療費支給額内訳（県所得制限超過の受給者）



令和3年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	01	06	134280	妊産婦医療費助成事業費

単位:千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		14,062	12,173		-1,889
財源内訳	国費	0	0		0
	県費	5,832	5,060		-772
	地方債	0	0		0
	その他	0	0		0
	一般財源	8,230	7,113		-1,117

特定財源の内訳					

事業期間	単年度繰返	期間限定	~
------	-------	------	---

部重点施策における目標
安心して出産し、親子が健やかに育っています。

事業開始の背景・経緯
岩手県の「乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費助成事業補助金交付要綱」が昭和48年10月1日から施行されたことにより、事業を開始し、現在に至っている。

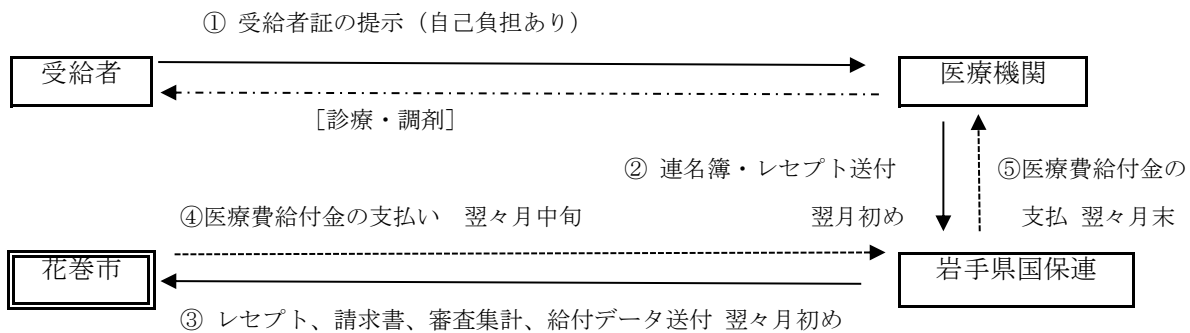
事業概要
妊産婦医療費助成 12,173千円 対象者 : 妊娠5か月に達する月の初日から出産した翌月末までの者 給付額 : 1医療機関1月につき、入院2,500円、入院外750円を控除した額 (非課税世帯は自己負担なし) 給付方法: 医療費助成成分を控除して窓口支払する現物給付方式

担当部署	17350000 健康福祉部 国保医療	担当課長	俵 恵
------	---------------------	------	-----

意見・要望等の状況

事業手法の詳細 1
妊産婦医療費助成制度
・医療費給付の状況(令和3年度)
妊産婦受給者数:190(人) 給付件数:1,915(件) 給付額:12,173,370(円)

・ 医療費助成給付の流れ（現物給付） ※平成28年8月から



・ 医療費支給額内訳

		医療費給付額			
		県補助対象額			
入院外	自己負担 750円	市嵩上負担 750円	市負担額 1,500円を超えた1/2	県補助金 1,500円を超えた1/2	各保険者 高額療養費限度額超過額
入院	自己負担 2,500円	市嵩上負担 2,500円	市負担額 5,000円を超えた1/2	県補助金 5,000円を超えた1/2	各保険者 高額療養費限度額超過額

令和3年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	01	134440	特定妊婦支援事業費

単位:千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		238	206		-32
財源内訳	国費	79	68		-11
	県費	79	68		-11
	地方債	0	0		0
	その他	0	0		0
	一般財源	80	70		-10

特定財源の内訳

--	--	--	--	--

事業期間	単年度繰返	期間限定	~	
------	-------	------	---	--

部重点施策における目標

安心して出産し、親子が健やかに育っています。

事業開始の背景・経緯

育児不安と子どもの心の発達の問題、児童虐待等で支援の必要なケースが増えている。そこで妊娠期から出産後の養育支援の必要な妊婦を把握し、特定妊婦と位置づけ、出産後の支援体制を整える必要がある。

事業概要

特定妊婦支援 206千円
母子健康手帳交付時等に特定妊婦の把握を行い、必要な支援を行う。

- (1) 妊婦や家族の支援ニーズを踏まえた情報提供
- (2) 効果的かつ継続的な支援のため、関係機関と連携し必要な支援の調整を図る。
- (3) 必要に応じた定期的な支援

担当部署	17300000 健康福祉部 健康づくり	担当課長	長山 義博
------	----------------------	------	-------

意見・要望等の状況

--

事業手法の詳細 1

特定妊婦支援事業 R3 206千円

母子健康手帳交付時に対象者（特定妊婦）を把握し、妊娠・出産後の育児に関する情報の提供、不安や悩みへの相談支援を行う。
また、関係機関との連携を図りながら、計画的に家庭訪問や電話訪問等で相談対応することにより安心して出産し、その後の養育ができるよう支援する。

- (1) 報酬等 0千円
助産師・保健師等 0千円
- (2) 需用費 52千円
- (3) 通信運搬費 0千円
- (4) 自動車借上料（リース料） 154千円

【特定妊婦】

特定妊婦とは、出産後の子どもの養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことをいう。
具体的には、若年・経済的問題・妊娠葛藤・母子健康手帳未発行・妊娠後期の妊娠届・妊婦健康診査未受診等・多胎・妊婦の心身不調など。

令和3年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	04	01	02	144070	母子保健事業費

単位:千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		98,906	94,641		-4,265
財源内訳	国費	10,186	11,715		1,529
	県費	1,706	692		-1,014
	地方債	0	0		0
	その他	0	0		0
	一般財源	87,014	82,234		-4,780

特定財源の内訳					

事業期間	単年度繰返	期間限定	~
------	-------	------	---

部重点施策における目標

安心して出産し、親子が健やかに育っています。

事業開始の背景・経緯

児童福祉法等の改正で、母子保健法上「母子健康包括支援センター」として法定化された「子育て世代包括支援センター」は、平成29年4月に設置している。

事業概要

妊産婦・乳幼児健康診査及び相談 75,890千円
 (1) 妊婦一般健康診査 一人14回、【拡充】15回目を対象、【新規】多胎妊婦は5回分の増
 (2) 産後健康診査 一人2回(産後2週、1か月)
 (3) 乳幼児健康診査 (1か月児、4か月児、7か月児、10か月児、1歳6か月児、2歳児親子歯科、3歳児)
 (4) 新生児聴覚検査
 子育て世代包括支援センター事業 4,153千円
 相談支援員2人を配置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談支援
 産前・産後サポート事業、産後ケア事業【拡充】14,478千円
 市内NPO法人に業務を委託 産後ケア月2回分の増、産前・産後サポート月1回分の増
 赤ちゃんふれあい体験教室 120千円
 中学生と赤ちゃんのふれあい体験 8回/年

担当部署	17300000 健康福祉部 健康づくり	担当課長	長山 義博
------	----------------------	------	-------

意見・要望等の状況

事業手法の詳細 1

母子保健事業 94,641千円

1. 妊産婦・乳幼児健康診査及び相談 75,890千円

母子保健法に基づき実施する乳幼児健康診査、妊婦一般健康診査等にかかる経費

- (1) 会計年度任用職員報酬・通勤手当 8,686千円
- (2) 報償費 医師等 8,492千円
- (3) 健康診査委託料 医師会 56,262千円
- (内訳)
- 妊婦一般健康診査委託(14回目まで) 42,131千円
- 妊婦一般健康診査委託(15回目)【拡充】 236千円
- 多胎妊婦健康診査委託【新規】 40千円
- 子宮頸がん検診委託 1,602千円
- 産後健康診査委託 3,312千円
- 新生児聴覚検査委託 1,436千円
- 乳児一般健康診査委託 7,427千円
- 乳幼児精密検査委託 77千円
- (4) その他委託 マイナンバー副本登録保守 53千円
- (5) 需用費 消耗品、印刷製本等 1,579千円
- (6) 役務費 手数料 168千円
- (7) 備品購入費 148千円
- (8) 負担金・補助金 健康診査費用補助金 502千円
- 母子保健法に基づき、実施する妊婦一般健康診査、産後健康診査、乳児一般健康診査、新生児聴覚検査について、里帰り等で県外で健診を受けた者に対する経費

2. 子育て世代包括支援センター事業 4,153千円

妊娠期から子育て期にわたる支援について、子育て世代包括支援センターを設置。保健師等の専門職を配置し、包括的な切れ目のない支援を実施。

3. 産前・産後サポート事業、産後ケア事業【拡充】 14,478千円

妊産婦が抱える妊娠・出産等に関する悩みについての相談支援や、退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するため、市内NPO法人(まんまるママいわて)へ業務を委託。
 拡充内容 産後ケア...R2=週3日(月・水・金) R3=週3日(月・水・金)+月2回
 産前・産後サポート(サロン) R2=月2回 R3=月3回

4. 赤ちゃんふれあい体験教室 120千円

令和3年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	04	01	02	144080	養育医療費助成事業費

単位:千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		3,698	5,913		2,215
財源内訳	国費	1,490	2,257		767
	県費	745	1,129		384
	地方債	0	0		0
	その他	716	1,395		679
	一般財源	747	1,132		385

特定財源の内訳					

事業期間	単年度繰返	期間限定	~
------	-------	------	---

部重点施策における目標
安心して出産し、親子が健やかに育っています。

事業開始の背景・経緯
昭和40年8月の母子保健法施行により、母性並びに乳幼児の健康保持増進を図るための事業を実施している。平成25年度、権限移譲により身体の発育が未熟なまま出生し、入院が必要な乳児に対して医療給付を行う未熟児養育医療給付事業が開始となった。

事業概要
養育医療費助成事業 5,913千円 母子保健法に基づき養育のため入院治療を必要とする未熟児の保護者に対し、その養育に必要な医療給付を行う。

担当部署	17300000 健康福祉部 健康づくり	担当課長	長山 義博
------	----------------------	------	-------

意見・要望等の状況

事業手法の詳細1

養育医療給付 R3 5,913千円
未熟児養育医療とは、身体の発達が未熟なまま生まれ、入院が必要な乳児に対して指定養育医療機関で養育に必要な医療給付を行うもの（母子保健法第20条） なお、医療にかかる費用の窓口での自己負担額はなく、市がいったん全額支弁する。その後、所得に応じて費用を徴収する。徴収金を除く市の負担分については、国及び県より所定の割合に応じて負担金補助がある。

- 1. 養育医療給付 5,913千円
 - (1) 手数料 2千円
 - (2) 養育医療 5,911千円
国保連・支払い基金支払い分

令和3年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	04	01	02	144120	特定不妊治療費助成事業費

単位:千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		5,768	6,561		793
財源内訳	国費	0	0		0
	県費	0	0		0
	地方債	0	0		0
	その他	0	5,800		5,800
	一般財源	5,768	761		-5,007

特定財源の内訳

--	--	--	--	--	--

事業期間		単年度繰返		期間限定	~
------	--	-------	--	------	---

部重点施策における目標

安心して出産し、親子が健やかに育っています。

事業開始の背景・経緯

- 平成21年3月議会 県不妊治療助成金の上乗せ助成についての質問
- 平成22年6月議会 再度、質問。副市長答弁、「早々に内容を詰めて近いうちに提案したい」
- 平成22年9月補正予算議決後、4月にさかのぼり、10月より事業開始

事業概要

特定不妊治療費助成事業 6,561千円
補助金(特定不妊治療助成金)6,545千円、需用費(消耗品)12千円、役務費(通知書等郵便料)4千円

対象者：岩手県特定治療支援事業費助成金の交付決定を受けた法律上の婚姻にある夫婦に加え、新たに事実婚にある夫婦並びに男性不妊治療も対象として拡大(令和3年1月1日以降に終了した治療が対象) 49人

給付額：1回の申請につき、治療費から県助成金を控除した額の2分の1(上限10万円)であった額から、令和3年1月1日以降に終了した治療を対象に県助成金を控除した額(上限10万円)に拡大 68件

担当部署	17350000 健康福祉部 国保医療	担当課長	俵 恵
------	---------------------	------	-----

意見・要望等の状況

事業手法の詳細1

特定不妊治療費助成事業

- 助成の状況(令和3年度)
助成夫婦数 49組 助成件数 68件 助成額 6,545,271(円)
- 事業費の内訳(令和3年度)
補助金(特定不妊治療助成金) 6,545千円
需用費(消耗品) 12千円
役務費(通知書等郵便料) 4千円
合計 6,561千円

不妊に悩む方への特定治療支援事業

不妊治療への経済的負担を軽減するため、高額な医療費がかかる配偶者間の体外受精・顕微授精に要する費用の一部を助成する。

年度	特定不妊治療への助成の対象範囲・回数				助成限度額	
	妻の年齢	年間助成回数	通算助成回数	通算助成期間	岩手県	花巻市
～H25	限度なし	1年目 3回まで 2年目～2回まで	10回まで	5年	15万円/回 ※1	10万円/年度 ※3
H26・27 (一部施行)	40歳以上	1年目 3回まで 2年目 2回まで	H28年度以降は 3回まで	H28年度以降は43歳 になるまで	15万円/回 (H28.1.20～ 30万円/初回) ※1	10万円/回 ※3
	40歳未満	限度なし	6回まで			
H28～	43歳未満	限度なし	40歳未満：6回まで 43歳未満：3回まで		30万円/初回 15万円/回※1	
R3.1～	40歳未満	1子につき6回まで		30万円/回 10万円/回※2	10万円/回	
	40歳以上43歳未満	1子につき3回まで				

※1 治療内容によっては7.5万円/回

※3 (治療費－県助成金) 1/2

※2 治療内容によっては10万円/回